電子申請システム入力の流れ

令和7年1月

秋田県建設部建設政策課

はじめに

本書では、令和7・8年度適用建設コンサルタント業務等入札参加資格審査(定期 年審査)の電子申請システムの入力の流れについて概要を示した参考資料です。

申請前に入力画面を把握したい方はご確認ください。

なお、申請の詳細については「令和7・8年度適用秋田県建設コンサルタント業務 等入札参加資格審査(定期年審査)申請の手引」をご覧ください。

目次

1	申請者の情報	2
	(1) 個人事業主の場合	2
	(2) 法人の場合	3
2	県内業者・県外業者の別	4
З	申請書類(共通)	5
	(1) 個人事業主の場合	6
	(2) 法人の場合	7
4	申請書類(申請部門別)	8
	(1) 測量業務に係る部門を申請する場合	9
	(2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門を申請する場合1	0
	(3)建築関係建設コンサルタント業務に係る部門を申請する場合1	1
	ア 県内業者の場合1	1
	イ 県外業者の場合1	1
	(4)補償コンサルタント業務に係る部門を申請する場合1	2
	(5) 地質調査業務に係る部門を申請する場合1	3
	(6) 環境調査業務に係る部門を申請する場合1	4
5	申請内容の確認1	5
6	申請完了1	6

1 申請者の情報

申請開始後、個人事業主か、法人であるかを選択するページが表示されます。 選択によってその後の入力項目が異なります。選択後に表示された項目を入力し、 「一時保存して、次へ進む」を押します。

(1) 個人事業主の場合

the set of the	令和7・8年度適用建設コンサルタント業務等入札参加資格審査(定期年審 査)	
スカフォーム 申請者の情報 申請者の信報 ● 個人 ● 個人 ● 法人 ● 活人 ● 露月または名称 (カナ) ●● ● 露月または名称 (カナ) ●● ● 御子 ● 「イイフンなし ● 御子 ● 「イイフンなしの平角が目で入力してください ● 小イフンなし ● 小イフンなし ● 小イフンなし ● 小イフンなし ● 小イフンなし ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の ● の	入力の状況 10%	
申請者の情報 申請者の修測 ▲■ ④ 個人 ④ 個人 ● 選人 ③ 個人 ③ 個人 ④ 個人 ○ パイフンなし 平角数字 ⑤ 個人 ○ 個人 ○ パイフンなし 平角数字 ⑤ 個人 ○ 個人 ○ 個人 ○ パイフンなし 平角数字 ○ 個人 ○ (人) ○	入力フォーム	
 ■請者の種別 ●● ● 個人 ● 個人 ● 選人 ● 選号または名称 (カナ) ●● ● ● ● ● ● ● ●	申請者の情報	
 ● 個人 ● 選人 ● 選人 ● 選人 ● 選人 ● 選択すると以下 表示されます ■ ■ ■ ● 第 ● ● ● ●	- 申請者の種別 💩	
 ○ 法人 磁沢すると以下表示されます 磁得または名称 ●● 磁得または名称 ●● (新会局または名称 ●● (新会局もたら仕所を入力してください) ハイフンなし 半角数字 ① 自転入力後、鼻後、マンション名、展開展与など、住所の長さがあれば入力してください。 代表者名 ●● 電話描号 ●● ハイフンあり 半角数字 申請に用いたメールブ ドレスが表示されます。 ケールブ ドレスが表示されます。 広期にたメールブ 		
高号または名称 (カナ) ●■ 高号または名称 (カナ) ●■ 新使番号 ●■ Nイフンなしの半角7桁で入力してください 小イフンなし 半角数字 ① 自総み力後、鼻地、マンション名、副型副号など、住所の続きがあれば入力してください。 代表者名 ●■ 電話番号 ●■ Nイフンあり 半角数字 Preview-demo@example.com Nイフンよのと ドレスが表示されます。 な事はできません。		選択すると以下7 表示されます
 ・ ・ ・	商号または名称 📷	
高号または名称 (カナ) ●■ 御伊醋号 ●● Nイブンなしの半角7桁で入力してください 1 「夢使器号から住所を入力」を得すと、住所の一般が自動入力されます。 住所 ●■ 1 自動入力後、楽地、マンション名、御屋楽号など、住所の続きがあれば入力してください。 代表者名 ●● Nイブン (・) ありの半角数字で入力してください ドレスが表示されます。 アeview-demo@example.com Nイブン はいのののののののののののののののののののののののののののののののののののの		
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	商号または名称(カナ) 📷	
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
即使曲号 ◎■ ハイフンなしの半角7桁で入力してください 半角数字)) 「敏使楽号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自輸入力されます。 住所 ◎■) 自輸入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の紙さがあれば入力してください。 代表者名 ◎■ ハイフンあり 半角数字 中請に用いたメールフ ドレスが表示されます。 変更はできません。	*****	
 半角数字 1)「郵使扇号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。 住所 ● 1) 自動入力後、発地、マンション名、部屋高号など、住所の続きがあれば入力してください。 代表者名 ● (代表者名 ● (小イフンあり 半角数字 トノイフンあり 半角数字 中請に用いたメールン ドレスが表示されます。 gentary 	野使毎亏 🚵 ハイフンなしの半角7桁で入力してください ハイフンなし	
 ①「夢使鬲号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自輸入力されます。 住所 ●周 ① 自輸入力後、鬲地、マンション名、部屋鬲号など、住所の続きがあれば入力してください。 代表者名 ●周 Pastamenta ● ペールフトレス ● アイフンあり 半角数字 申請に用いたメールンドレスが表示されます。 アreview-demo@example.com 	半角数字	
住所 ≥▲ ① 自約入力後、廃地、マンション名、卸屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。 代表者名 ≥● 電話番号 ≥● ハイフン ありの半角数字で入力してください メールアドレス □■スカ preview-demo@example.com	 「郵信番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自輸入力されます。 	
 ① 自輸入力後、鬲地、マンション名、卸屋高号など、住所の続きがあれば入力してください。 代表者名 ごろ 電話番号 ごろ ハイフンあり、 半角数字 レイフンたのの 半角数字 中請に用いたメールフレン ドレスが表示されます。 変更はできません。 	住所 📷	
 ③ 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。 代表者名 ≥■ ■ ■<		
代表者名 ●■ 本語番号 ●■ ハイフンあり ドムフンあり 中請に用いたメールス ドレスが表示されます 変更はできません	 自輸入力後、登地、マンション名、部屋番号など、住所の経さがあれば入力してください。 	
■話番号 ≥■ ハイフン (.) ありの半角数字で入力してください メールアドレス ■■スカ preview-demo@example.com ハイフンあり 半角数字 申請に用いたメールフ ドレスが表示されます。 変更けできません。	代表者名 📷	
電話番号 M(7)> (.) ありの半角数字で入力してください メールアドレス □■X7 preview-demo@example.com アイフンあり 半角数字 申請に用いたメールフ ドレスが表示されます。 変更けできません		
メールアドレス max7 preview-demo@example.com ドレスが表示されます。 変更はできません。	■論世方 ●▲ ハイ ハイフン (-) ありの半角数字で入力してください ハイ	フンあり
メールアドレス max preview-demo@example.com	半角	数字
xールアトレス cmxx preview-demo@example.com 家 可 は で き ま せん		 請に用いたメールア
preview-demo@example.com 変更けできません。		レスが表示されます。
	preview-demo@example.com	

(2) 法人の場合

入力の状況	10%	
	10.0	
入力フォーム		
由諸者の情報		
申請者の種別		
() 個人		
		選択すると以下
Q、法人を検索して自動入力する		表示されます
法人名 颜		
法人名(カナ) 💩 🕫		
郵便番号 必須		
バインシなしの手用が行き入力してくたさい		
	角数字 入力	
() 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一	部が自動入力されます。	
本店所在地 🍇		
 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、 	(代表者の役職と氏名の)	市方を入力します
代表者職・氏名 💩 🤋	○ 八次省のQ線C以右の戸 ※沿職と氏名の間にけっ	リバセハバしよう。
(例)代表取締役 秋田 太郎	※ 仅 棚 と 氏 石 の 间 に は /	、、人を主けてくた
ハイフン(-)ありの半角数字で入力してください	ハイフ	ンあり
The state of the s		. t.
CONTRACTOR STORES STORES		
	半角数	(字
メールアドレス 自動スカ	半角数	(字 請に用いたメールフ
メールアドレス 自動入力 preview-demo@example.com	▲ 半角数 申 ド	「字 」 請に用いたメールフ レスが表示されます
メールアドレス preview-demo@example.com	¥角数 申 ド ☆	(字 請に用いたメール7 レスが表示されます。 再けできませ,
メールアドレス 自動入力 preview-demo@example.com 連絡担当者名 2015	半角数 申 ド 変	字 請に用いたメール7 レスが表示されます。 更はできません

2 県内業者・県外業者の別

続いて、県内業者・県外業者の別を選択するページが表示されます。

「県内業者」は本店が秋田県内にある者、「県外業者」は本店が秋田県外にある者です。

該当する方を選択し、「一時保存して、次へ進む」を押します。

令和7・8年度適用建設コンサルタント業務等入札参加資格審査(定期 査)	年審	
入力の状況	20%	
入力フォーム		
県内業者・県外業者の別		
必須 該当する方を選択してください。		
○ 県内業者(本店が秋田県内にある者)		該当する方を
● 県外業者(本店が秋田県外にある者)		選択します
入力内容に不備があります。内容を確認してください。		
一時保存して、次へ進む		

3 申請書類(共通)

申請する業務を問わず、全ての申請者に共通する申請書類を添付するページで す。

なお、個人事業主か法人か、県内業者か県外業者かによって表示が異なる部分 があります。

「申請の手引」をご覧いただいたうえで、所定の箇所に必要書類を添付してく ださい。

留意事項

・添付できるファイルの形式は「pdf」「docx」「x1sx」「jpg(jpeg)」「zip」のい ずれかですが、原則として「pdf」形式で保存してください。

・各様式は「1MB」まで、添付資料は「5MB」までとなっています。

・データ容量を超過する場合は、一旦申出書を添付し、受付後に送付する受理メールの案内に従って追加で提出してください。特に、「必須」と記載のある書類は、ファイルを選択しなければ進むことができませんので、注意してください。
・提出書類は書類ごとに1つのファイルしか選択できません。添付する際は、提出書類ごとに1つのファイルにまとめてください。

5

(1) 個人事業主の場合



(2) 法人の場合



4 申請書類(申請部門別)

申請する部門ごとに必要な申請書類を添付するページです。

- (1) 測量業務に係る部門
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門
- (4) 補償コンサルタント業務に係る部門
- (5) 地質調査業務に係る部門
- (6) 環境調査業務に係る部門

の順番に、ページが遷移します。

申請しない業務に係る部門に関しては、それぞれ次のとおり「申請しない」を 選択することで、次へ進むことができます。

		40
入力フォーム		
測量業務		
測量業務に係る部門に	ついて 必須	
() 申請する		
● 申請しない		
次へ進んでください。		

申請する部門に関しては、「申請の手引」をご覧いただいたうえで、所定の箇所 に必要書類を添付してください。

留意事項

・添付できるファイルの形式は「pdf」「docx」「xlsx」「jpg(jpeg)」「zip」のいずれかですが、原則として「pdf」形式で保存してください。

・各様式は「1MB」まで、添付資料は「5MB」までとなっています。

・データ容量を超過する場合は、一旦申出書を添付し、受付後に送付する受理メールの案内に従って追加で提出してください。特に、「必須」と記載のある書類は、ファイルを選択しなければ進むことができませんので、注意してください。
・提出書類は書類ごとに1つのファイルしか選択できません。添付する際は、提出書類ごとに1つのファイルにまとめてください。

(1) 測量業務に係る部門を申請する場合

令和7・8年度適用建設コンサル 査)	レタント業務等入札参加資	格審査(定期年審	
	入力の状況	40%	
入力フォーム			
測量業務			
- 測量業務に係る部門について	ě я		
● 申請する			
○ 申請しない			選択すると 15-1~15- 表示されます
15-1測量業務登録通知書 💩			
▲ ファイルを選択…			
15-2登録申請書、変更登録申請 営業所の登録状況を確認することができ ※登録状況に変更がある場合や県外業者	請書等 低電 る登録申請書、変更登録申請書等 が受任先を設定する場合に添付力	必要です。	
\Lambda ファイルを選択…			
 審査基準日(令和6年10月1日)の直 により提出した書類 フアイルを選択… 15-4測量法第55条の8第11 審査基準日(令和6年10月1日)の直 規程により提出した書類(*15-3で添付した書類にて実績高(完成) ファイルを選択… 	前の営業年度における測量法第5 「の書類(直前2年度分) 前の前の営業年度における測量法 いた業務)が確認できる場合は行	5条の8第1項の規程 1ファイル 5MBまで 第55条の8第1項の i略可能です。	
15-5測量士(測量士補)名簿詞	記載事項証明書 💩 🦔		県内業者のみ
※申請日前おおむね1か月以内に発行さ	れたもの		▶ ※県外業者には表示
			されません
15-6 天領について 必須 測量業務の実績について15-3(及び15			
※データ容量を超過したため、後ほど確認できる	 アーダ谷重の 条の8第1項の 第55条の8 	判様で、この甲 の書類を添付で 第1項の書類で:	清回面上、測量法第55 きない場合でも、測量法 実績確認可能な場合は
● 確認できない	「確認できる」	を選択してく	ださい
15-7測量等実績調書(様式4) 審査基準日(令和6年10月1日)の直 れかの部門の実績について記載したもの	◎須 前2営業年度内において完了した	測量業務に係る、いず	選択すると以下が
▲ ファイルを選択…	1 MB まで		表示されます
15-8契約書等 必須 測量等実績調書(様式4)に記載した業	務に係るもの		
\Lambda ファイルを選択…	5MBまで		

(2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門を申請する場合

入力フォーム	
土木関係建設コンサルタント業務	
土木関係建設コンサルタント業務に係る部門について ◎類 ● 申請する	
申請しない	選択すると 16-1~16-5
16-1建設コンサルタント登録(更新)通知書 ◎ 類 ファイルを選択…	衣示されよう
16-2変更届出書等 任憲 建設コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等 ※直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合に添付が必要です。	
▲ ファイルを選択…	
条第1項の規程により提出した現況報告書 1ファイルを選択… 16-4±木コンサルの現況報告書(直前2年度分) 審査基準日(令和6年10月1日)の直前の前の営業年度における建設コンサルタント登録規程 第7条第1項の規程により提出した現況報告書 ※16-3で添付した現況報告書にて申請するすべての部門の実績高(完成)た業務)が確認できる場合は省略可能です。	
▲ ファイルを選択…	
16-5実績について 必須	
甲頭した各部門について、16-3 (及び16 か ※データ容量を超過したため、後ほど追加 を活けできかい提合です。町	3請画面上、現況報告書 目況報告書で実績確認可
○ 確認できる 能な場合は「確認できる」を	と選択してください
● 確認できない	
16-6測量等実績調書(様式4) 2015 添付した現況報告書で、審査基準日(令和6年10月1日)の直前2営業年度内に完了した実績 が確認できない部門について記載したもの	選択すると以下が 表示されます

- (3) 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門を申請する場合
 - ア 県内業者の場合

	入力の状況		
		60%	
入力フォーム			
建築関係建設コン	ッサルタント業務		
建築関係建設コンサルタン	ント業務に係る部門について	必須	
● 申請する			
			湿田子ストロ
○ 申請しない			医扒り るこめ
			衣小されまり
 1/-1 建築工事務所登録証明書の場合 	に明書、(更新)通知書	行されたもの	
\Lambda ファイルを選択…	- 5 MB まで		
建築関係設計事務所詳細調査	3票(様式7)の提出に関しては、	別途案内ウェブページ	
をこ唯認くたさい。			
【担当】秋田県 建設部 営 【案内】 https://www.prefak	諸語 調整・建築チーム italgin/pages/archive/54233		
	式4) Ma		
	and it is a second		

イ 県外業者の場合

入力フォーム 建築関係建設コンサルタント業務	
- 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門について 💩 🛪	
● 申請する	選択すると以下が
() 申請しない	表示されます
17-1建築士事務所登録証明書 57 ※申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの	
クァイルを選択… 5 MB まで 17-2受任先の建築土事務所登録証明書 ##	
受任先とする営業所に係るもの ※申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの ※受任先を設定する場合に添付が必要です。	
▲ ファイルを選択… 5 MB まで	
17-3測量等実績調書(様式4) Ø	

(4) 補償コンサルタント業務に係る部門を申請する場合

		70%	
入力フォーム			
補償コンサルタント	業務		
■ 補償コンサルタント業務に係る	部門について 💵		
● 申請する			
● 申請しない			選択すると 18-1~18- 表示されます
18-1補償コンサルタント登録	(更新)通知書 💩] 🚽	
▲ ファイルを選択…			
18-2変更届出書等 低重 補償コンサルタント規程上の営業所の登 ※直近の現況報告書の内容から営業所の	後録状況が確認できる変更届出書 2状況に移動があった場合に添付	等 が必要です。	
▲ ファイルを選択…			
18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の 条第1項の規程により提出した現況報告 ファイルを選択…	書(直前1年度分)	^{11日の11日の 1ファイル 5MBまで}	
18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頑 条第1項の規程により提出した現況報告 アアイルを選択… 18-4補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頑 第7条第1項の規程により提出した現況 ※18-3で添付した現況報告書にて申請 場合は省略可能です。	書(直前1年度分) ≥ 前の営業年度における補償コン 書 書 書 (直前2年度分) 任 前の前の営業年度における補償 ご報告書 するすべての部門の実績高(完成)	1 ファイル 1 ファイル 5 MB まで ロンサルタント登録規程 はした業務)が確認できる	
18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の 条第1項の規程により提出した現況報告 ⑦ ファイルを選択… 18-4補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の 第7条第1項の規程により提出した現況 ※18-3で添付した現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 ⑦アイルを選択…	書(直前1年度分) 前の営業年度における補償コン 書 書 書 (直前2年度分) 低 二 前の前の営業年度における補償 ご報告書 するすべての部門の実績高(完成	1 ファイル 1 ファイル 5 MB まで ロンサルタント登録規程 した業務)が確認できる	
18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頃 条第1項の規程により提出した現況報告 ファイルを選択… 18-4補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頃 第7条第1項の規程により提出した現淡 ※18-3で添付した現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 ファイルを選択… 18-5実績について 201	書(直前1年度分) 前の営業年度における補償コン 書 書 書 (直前2年度分) 任三 前の前の営業年度における補償 ご報告書 するすべての部門の実績高(完成	1 ファイル 1 ファイル 5 MB まで ロンサルタント登録規程 した業務)が確認できる	
18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頃 条第1項の規程により提出した現況報告 ファイルを選択… 18-4補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頃 第7条第1項の規程により提出した現淡 ※18-3で添付した現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 ファイルを選択… 18-5実績について 2010 申請した各部門について、18-3(及び か	 書(直前1年度分) して 前の営業年度における補償コン 書 書 (直前2年度分) 任三 前の前の営業年度における補償 2番告書 するすべての部門の実績高(完成 18-4) データ容量 カングリーン、 	P 会 深規理第7 1 ファイル 5 MB まで	申請画面上、現況報告書
 18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頃 条第1項の規程により提出した現況報告 ファイルを選択… 18-4補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頃 第7条第1項の規程により提出した現淡 ※18-3で添付した現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 ファイルを選択… 18-5実績について 2010 申請した名部門について、18-3(及び)か ※データ容量を超過したため、後ほど近 	書(直前1年度分) 前の営業年度における補償コン 書 書 (直前2年度分) 重節の前の営業年度における補償 調査書 するすべての部門の実績高(完成 18-4) データ容量 を添付でき なん 旧 へい	P 会 所	申請画面上、現況報告書 現況報告書で実績確認可
18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頑 条第1項の規程により提出した現況報告 ごでフアイルを選択… 18-4補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頑 第7条第1項の規程により提出した現影 ※18-3で添付した現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 プアイルを選択… 18-5実績について、18-3(及びか ※データ容量を超過したため、後ほど認 確認できる	 書(直前1年度分) (利用) (直前2年度分) (注意) 書 書 (直前2年度分) (注意) (正前の前の営業年度における補償) (福告書) するすべての部門の実績高(完成) (18-4) データ容量 (本) た添付でき 能な場合は 	^{1 ファイル} 1 ファイル 5 MB まで 5 MB ま 5 MB ま 5 MB ま 5 MB ま 5 MB ま 5 MB ま 5 MB た 5 M	 申請画面上、現況報告書 現況報告書で実績確認可 を選択してください
18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頃 条第1項の規程により提出した現況報告 ⑦ファイルを選択… 18-4補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の頃 第7条第1項の規程により提出した現況 ※18-3で添付した現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 ⑦アイルを選択… 18-5実績について 必須 申請した各部門について、18-3 (及びか) ※データ容量を超過したため、後ほど説 確認できる @ 確認できない	書(直前1年度分) 画前の営業年度における補償コン 語 書 書 (直前2年度分) 運 前の前の営業年度における補償 ご報告書 するすべての部門の実績高(完成 18-4) データ容量 を添付でき 能な場合は	P 登録規理第7 1 ファイル 5 MB まで 5 MB ま	申請画面上、現況報告書 現況報告書で実績確認可 を選択してください
18-3補償コンサルの現況報告 審査基準日(令和6年10月1日)の面 条第1項の規程により提出した現況報告 ごでした現況報告書 審査基準日(令和6年10月1日)の面 第7条第1項の規程により提出した現況 第37条第1項の規程により提出した現影 ※18-3で添付した現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 でのした現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 でのした現況報告書にて申請 場合は省略可能です。 でのした現況報告書に、18-3(及びか か ※データ容量を超過したため、後ほど疑 できる できる ()確認できない 18-6測量等実績調書(様式4 添付した現況報告書で、審査基準日(名 が確認できない部門について記載したま	 書(直前1年度分) の項目前の営業年度における補償コン計書 書(直前2年度分) 任目前の前の営業年度における補償可能告書 18-4(データ容量 を添付でき 能な場合は 18-4(データ容量 を添付でき 能な場合は 	A P S S S S S S S S S S S S S S S S	申請画面上、現況報告書 現況報告書で実績確認可 を選択してください 選択すると以下が 表示されます

(5) 地質調査業務に係る部門を申請する場合

令和7・8年度適用建設コンサルタン 査)	ト業務等入札参加資格審査(定期年審	
入力0	0状況 80%	
入力フォーム 地質調査業務		
地質調査業務に係る部門について ● 申請する	a	
● 申請しない		選択すると 19-1~19- 表示されます
19-1地質調査業者登録(更新)通知言	86 1	
19-2変更届出書等 地質調査業者登録規程上の営業所の登録状況が確 ※直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移	認できる変更届出書等 通があった場合に添付が必要です。	
▲ ファイルを選択…		
19-3地質調査業務の現況報告書(直言 審査基準日(令和6年10月1日)の直前の営業 項の規程により提出した現況報告書		
19-4地質調査業務の現況報告書(直開 審査基準日(令和6年10月1日)の直前の前の 第1項の規程により提出した現況報告書 ※19-3で添付した現況報告書にて実績高(完成)	リ 田 ひ ひ 田 ひ み て 前 2 年度分) 任意)営業年度における地質調査業者登録規程第7条 した業務)が確認できる場合は省略可能です。	
▲ ファイルを選択…		
19-5実績について ●第 地質調査業務の実績について19-3 (及び19-4 ※データ容量を超過したため、後ほど追加提出 (人) TOPETITA ニューマーク	データ容量の関係で、この を添付できない場合でも、	ー 申請画面上、現況報告書 現況報告書で実績確認可
	能な場合は「確認できる」	を選択してくたさい
● 確認できない		四和チュリの子が
19-6測量等実績調書(様式4) 審査基準日(令和6年10月1日)の直前2営業 績について記載したもの	年度内において完了した地質調査業務に係る実	選択すると以下が 表示されます
▲ ファイルを選択… 1	₿まで	
19-7契約書等 参照 測量等実績調書(様式4)に記載した業務に係る		
🗌 🟠 ファイルを選択… 🛛 🎙	するの	

(6) 環境調査業務に係る部門を申請する場合

令和7・8年度適用建設コンサルタント業務等入札参加資格審査(定期年審 査)	
入力の状況 90%	
入力フォーム	
環境調査業務	
- 環境調査業務に係る部門について	
● 申請する	
() 申請しない	選択すると以下か 表示されます
20-1計量証明事業者登録証明書又は登記簿謄本 任意 ※申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの	
※注目、振動、八水または小貝両互向リアをや至する場合にかりか必要とす。 ファイルを選択…	
20-2受任先の計量証明事業者登録証明書又は登記簿謄本 HEE 受任先とする営業所に係るもの ※申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの	<u>県外業者</u> かつ 該当者のみ
※騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望し、かつ、受任先を設定する場合に添付が必要です。	※県内業者には
▲ ファイルを選択…	衣示されません
20-3測量等実績調書(様式4) 💩 🕫	
▲ ファイルを選択…	

5 申請内容の確認

最後に、申請内容の確認ページが表示されます。

今まで入力した内容、選択肢、添付書類が表示されますので、誤りがないか最 終確認してください。

確認が終わったら、「この内容で申請する」を押します。

λ	力の状況	100%
申請内容の確認		修正がある場合は、項目こ
申請者の情報		「編集」ボタンから修正を
		ことができます
申請者の種別 必須		
法人		▲ 編集
法人名 必须		
	•	
(_	扫 取)	
	Г Ψ奋'/ ・	
1 倍甘調香業経	:	
深沉明且未初	で在三刃よう	
環境調査業務に係る部門について		除わり、衣小された内谷で中萌 ハギ畑レエノゼキロ、
申請しない	場合は	いう押してく たさい
		りまぐ甲請は元」していません
この内容	容で申請する	

6 申請完了

次のとおり、「申請が完了しました」の画面が表示されたら、申請完了です。



- ※ 申請後、登録いただいたメールアドレス宛に完了メールを送信します。
- ※ 申請完了後、審査を行います。審査の段階で補正や追加書類の提出が必要と なった場合、申請後に登録いただいたメールアドレス宛に補正連絡が届きます ので、見落としのないよう、ご注意ください。